

令和6年度 伊讚小学校いじめ防止基本方針

筑西市立伊讚小学校

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

<いじめ防止対策推進法第2条より抜粋>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

<いじめ防止対策推進法第3条より抜粋>

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

- (1) いじめが起こりにくい学校、学級（心の居場所となる学校、学級、分かる楽しい授業）づくりに努める。
- (2) 授業や行事の中で、すべての児童が活躍できる場、成就感を味わうことのできる場をつくる。
- (3) 日々の学級経営において、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。
- (4) 児童が、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができる道徳教育の充実を図る。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を図る。
 - ① 情報モラルに関する研修会（児童向け、保護者向け）
 - ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）
- (6) いじめに関する校内研修の充実を図る。

5 早期発見のための取組

- (1) 早期発見のための措置
 - ① 定期的なアンケート調査（毎月1回25日、各学級、5年間保存）
 - ② 「配慮を必要とする児童」についての協議（年3回）

- ③ 職員打ち合わせでの情報交換（週1回）、いじめ防止等対策委員会での情報交換（随時）
- (2) 相談体制の整備
- ① 定期相談〔教育相談（6・11月）〕
 - ② 教育相談（適宜）
 - ③ 「筑西市教育相談室」「いじめ・体罰解消サポートセンター」等の機関の周知
 - ④ 声のポストの設置

6 関係諸機関との連携

生徒指導主事を核として、計画的かつ適宜関係諸機関と連携する。

- ・市教育委員会 ・市家庭児童相談員 ・民生委員 ・主任児童員
- ・市要保護生徒対策地域協議会 ・筑西児童相談所 ・筑西警察署生活安全課
- ・児童相談所・訪問型家庭教育支援員

7 いじめ防止対策委員会の設置

- (1) いじめ防止等対策委員会
- ① 本委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学級担任で構成する。
 - ② 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - ③ 教職員は、些細な兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを抱え込まず、直ちに当該組織に報告、相談する。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会
- ① 本協議会は、学校（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭）、PTA会長、学校評議員、主任児童員等で構成する。
 - ② 本協議会は、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童への指導、被害児童への支援と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。
- (9) いじめ解消の判断に当たっては、いじめが認知された時点から、行為が少なくとも3か月止んでいること、さらに被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることの2点を基準とする。

9 重大事態への対処

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（H29.3）及び「いじめの重大事態対応マニュアル」（H31.1）の手順を踏まえ、迅速に以下の対応を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（自殺の企図、身体への重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症等）・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
（年間30日を目安とする。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する。） <p>※被害児童の保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときを含む。</p> |
|--|

「いじめの重大事態対応マニュアル（平成31年1月 茨城県教育委員会）」に則り、速やかにかつ適切に対処する。また、重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

(1) 重大事態の調査と報告

- ① いじめを背景とした重大事態については、学校は以下のことを詳細にかつ速やかに調査し、「いじめ重大事態報告書」にて教育委員会に報告する。

・いじめが行われた期間	・加害者と被害者の氏名	・いじめの態様
・いじめを生んだ背景事情	・児童生徒の人間関係	・学校や教職員の対応等

- ② 報告後、教育委員会からの指導を受け、適切に対処する。

(2) 学校主体の調査について

- ① 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
② いじめ防止等対策委員会を開催する。
③ いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
④ 市教育委員会へ報告する。
⑤ いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携する。いじめにより、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
⑥ 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
⑦ 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
⑧ いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については毎年見直しを図る。